

広島県告示第四百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十二年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
	株式会社広島福祉サービス	安芸郡海田町大正町二一三二	株式会社広島福祉サービス海田事業部居宅介護支援事業所	安芸郡海田町大正町二一三二	平成二十二年三月三十一日
居宅介護支援事業を廃止した事業所	名称	所在地	名称	所在地	廃止年月日
	株式会社広島福祉サービス	安芸郡海田町大正町二一三二	株式会社広島福祉サービス海田事業部居宅介護支援事業所	安芸郡海田町大正町二一三二	平成二十二年三月三十一日